

令和 8 年 4 月 1 日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和 4 8 年 1 1 月 1 日職厚—9 0 5）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 1 1 の 2 介護補償関係 1 ~ 3 (略) 4 規則 1 6 — 0 第 2 8 条の 3 の 「人事院が定める額」は、次に 掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額とする。 (1) (略) (2) 常時介護を要する場合にお	第 1 1 の 2 介護補償関係 1 ~ 3 (略) 4 規則 1 6 — 0 第 2 8 条の 3 の 「人事院が定める額」は、次に 掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額とする。 (1) (略) (2) 常時介護を要する場合にお

いて、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が90,790円以下であるときに限る。） 90,790円

（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

(3) (略)

(4) 随時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が45,400円以下であるときに限る。） 45,400円

（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあって

いて、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。） 85,490円

（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

(3) (略)

(4) 随時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。） 42,700円

（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあって

は、介護に要する費用として 支出された額)	は、介護に要する費用として 支出された額)
5～9 (略)	5～9 (略)

以 上